

厚生労働大臣が定める掲示事項
【入院基本料に関する事項】

○療養病棟入院基本料2 20対1

当病棟では、1日に6人以上の看護職員
(看護師及び准看護師)が勤務しております。
なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

***朝8時30分～夕方17時まで**
看護職員一人あたりの受持ち数は10人以内

***夕方17時～深夜1時まで**
看護職員一人あたりの受持ち数は40人以内

***深夜1時～朝8時30分まで**
看護職員一人あたりの受持ち数は40人以内

当病棟では、1日に6人以上の看護補助職員
が勤務しております。
なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

***朝8時30分～夕方17時まで**
看護補助職員一人あたりの受持ち数は10人以内

***夕方17時～深夜1時まで**
看護補助職員一人あたりの受持ち数は40人以内

***深夜1時～朝8時30分まで**
看護補助職員一人あたりの受持ち数は40人以内
となっております。

令和6年6月1日